

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会における調査・検討事項（案）

平成25年度に環境省において中間的に取りまとめた「グランドデザイン（中間とりまとめ）」を踏まえ、以下の内容について調査・検討を行うこととする。

ア 自治体の災害廃棄物処理施設の調査・データベース化・地図化

近畿地方環境事務所管内の府県、市町村等の一般廃棄物・産業廃棄物の処理施設及び民間企業等の同様施設を対象に、施設能力（処理対象物・処理能力・受け入れ条件）等について調査し、それらの施設のデータベースを作成する。（最終処分場含む。）併せて、近畿ブロック管内の地図に当該施設の箇所を明記した資料を作成する。

イ 災害発生時の災害廃棄物仮置場（オープンスペースを含む）の調査・データベース化・地図化

近畿地方環境事務所管内の府県、市町村等を対象に、災害発生時における廃棄物の仮置場又は、候補地として選定している場所（他の使用方法も含めたオープンスペースとして選定している箇所を含む。）をデータベースとして、一覧表にまとめる。併せて、近畿ブロック管内の地図に当該箇所を明記した資料を作成する。

ウ 近畿ブロック管内の災害廃棄物再生利用施設に関する調査・データベース化・地図化

近畿地方環境事務所管内の施設を対象に、災害廃棄物の再生利用（セメント・再生ボード・RC施設等）施設について調査する。東日本大震災時における災害廃棄物再生利用を参考に、発生が予想される廃棄物を再生利用するための手段を有する施設について、その受け入れ可能な廃棄物の種類や受け入れ条件、処理能力などをデータベースにまとめ、併せて、近畿ブロック管内の地図に当該箇所を明記した資料を作成する。

*再生利用可能対象廃棄物の詳細は別途協議するが、一般的には津波堆積物（土砂）、ガラスくず、陶磁器系（瓦・煉瓦等）、コンクリートがら、柱材・角材、金属くず、プラスチック類を想定。

エ 処理困難物及び有害物取り扱い施設の調査

近畿地方環境事務所管内の処理困難物及び有害物取り扱い施設を対象に、取扱品目や保管（在庫）状況及び数量等について整理した上で、リスト化した資料を作成する。

これらをデータベース化した上で、近畿ブロック管内の地図に当該箇所を明記した資料を作成する。

*処理困難物は畳、タイヤ、漁具・漁網を想定。

有害物は、石膏ボード及びPCBを含む第一種（揮発性）、第二種（重金属）、第三種（農薬）各特定有害物質を想定。

オ 各種防災計画等からの災害時優先通行調査

近畿地方における自衛隊・海上保安庁・国土交通省近畿地方整備局・近畿地方環境事務所管内の自治体等の防災計画等から、災害時の被災地における交通網整備に対する優先順位を整理し、災害廃棄物の仮置き場までの輸送ルートの参考となり得る資料を作成する。

発災時に重要拠点と想定した地点（施設等）を中心に、優先的に道路・航路の敬開作業が展開されることから、それらを参考に想定ルートを調査し、図示する。

カ 環境省実施アンケート事項の分析・検討

平成27年度において環境省が実施する関連アンケートの実施支援及び近畿ブロック内の結果の分析業務を行う。また、前年度までの結果との対比から、各自治体における計画策定の進捗状況を考察するとともに、行動計画策定にあたっての自治体等が抱える課題を抽出・分析し、課題解決に向けての手法を提案する。

キ 災害廃棄物の広域輸送を担う事業者へのヒアリング調査

近畿地方環境事務所管内における災害廃棄物の広域輸送の可能性について把握するため、東日本大震災時の災害廃棄物広域輸送を担った民間企業の担当者に対して、必要に応じて近畿地方環境事務所職員の同席の上でヒアリングを行い、東日本大震災時の災害廃棄物広域輸送の実務や問題点、近畿ブロックにおける広域輸送の課題や可能性等について、取りまとめた資料を作成する。

ヒアリング対象者は、日本貨物鉄道(株)、トラック輸送事業者、海上輸送事業者等の中から、受託者の提案に基づき担当者と協議の上決定することとする。（*提案書の段階では講師・ヒアリング対象者の同意を得る必要はない。）

なお、協力者に対しては旅費及び謝金を支給することとし、旅費は国家公務員等の旅費の支給に関する法律に従って支給するとともに謝金は協力者一名に対して「平成27年度地方環境事務所における検討会等の諸謝金日額単価」に基づいて支給する。

ク 災害時相互協定の調査

単独の府県内、市町村内では対応が困難な事項を抽出し、近畿ブロック単位での広域連携が必要な事項及び近畿ブロック単位では対応が困難で、近接県、近接ブロック又は全国単位での広域連携等が必要な事項について、可能な限り定量的に分析・検討したうえで、具体的かつ定量的に取りまとめた資料を作成する。

また、すでに締結されている協定内容を精査し、協定内容の不足分については補完可能な関連団体等との協定締結を促す。

*協定締結想定団体は、「災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策課）」に記載されている「国、地方環境事務所、関係団体 連絡先一覧」参照。